

藤沢市六会市民センター駐車場ほかの運営に係る条件明示書

条件明示書

1 借主の責務

- (1) 借主は、自らの責任と負担において、藤沢市六会市民センター駐車場ほか（以下「市民センター駐車場」という。）を有料時間貸駐車場及びカーシェアリング事業として運営、維持管理及び保全を行わなければならない。
- (2) 藤沢市六会市民センターほか（複合館の場合、併設されている施設を含む。以下「市民センター」という。）の利用者が利用できる駐車場として運営、維持管理及び保全を行わなければならない。

2 貸付物件

(1) 貸付物件

物件番号	施設名	所在地	貸付面積
1	六会市民センター	藤沢市亀井野4丁目8番地の1	835 m ²
2	片瀬市民センター	藤沢市片瀬3丁目9番6号	490 m ²
3	明治市民センター	藤沢市辻堂新町1丁目11番23号	1,407 m ²
4	御所見市民センター	藤沢市打戻1760番地の1	1,473 m ²
5	遠藤市民センター	藤沢市遠藤2984番地の3	1,665 m ²
6	長後市民センター	藤沢市長後513番地	1,791 m ²
7	辻堂市民センター	藤沢市辻堂西海岸2丁目1番17号	576 m ²
8	善行市民センター	藤沢市善行1丁目2番地の3	1,427 m ²
9	湘南大庭市民センター	藤沢市大庭5406番地の1	3,048 m ²
10	鵜沼市民センター	藤沢市鵜沼海岸2丁目10番34号	853 m ²
11	石川コミュニティセンター・ 六会市民センター石川分館	藤沢市石川1丁目1番地の22	1,234 m ²
12	片瀬しおさいセンター	藤沢市片瀬4丁目9番22号	522 m ²
13	(新) 村岡公民館	藤沢市村岡東1丁目5番17	1,128 m ²
合計			16,449 m ²

- (2) 貸付場所は、別紙2「配置図兼平面図」のとおりとする。
- (3) カーシェアリング事業における収入を除く年度ごとの駐車場料金収入の消費税及び地方消費税額を含めた合計額が50,000,000円を超える場合、当該額を超過する額の50パーセントの額を貸付料に上乗せする。なお、初年度及び最終年度については、貸付日数に応じて案分した金額を超過した場合とする。
- (4) 各施設の名称に変更が生じた場合には、新名称に読み替えることとする。

3 貸付期間

2025年（令和7年）1月15日から2030年（令和12年）1月14日まで（5年間）

4 市民センター駐車場運営の条件（共通）

(1) 運営に関する条件

- ア 市民センター駐車場の営業時間は原則として24時間年中無休とする。ただし、次の（ア）又は（イ）に該当する場合には営業を休止又は一部休止しなければならない。
 - （ア）災害等により、緊急対策として貸主が指定した場合
 - （イ）貸主が休止する日時を指定した場合
 - （ウ）（ア）の場合において、災害等により事前に休止又は一部休止について指定することが困難である場合、事後の指定についても対応すること。
- イ アに規定する休止又は一部休止する場合において、貸主が指定した車両については入出庫可能とすること。
- ウ アに規定する休止又は一部休止する場合において、貸付料の減額は行わないものとする。
- エ 市民センター駐車場の営業を一部休止する場合には、満車空車表示に反映すること。
- オ 市民センター駐車場の運営予定日数等については、別紙3「賃貸借等設計書」に記載のとおりとする。

- カ 借主が特別な事情により事前に貸主の承諾を得た場合には、市民センター駐車場の営業を休止又は一部休止することができる。
- キ 法令等に基づく申請が必要な場合には、借主の負担により行うこと。
- ク 市民センター駐車場の利用状況（1日ごとの駐車台数及び駐車料金収入額を利用者の種別（無償又は減額の適用の有無、その他貸主が必要とする情報）ごとの内訳がわかるようにしたもの）をCSVファイル等貸主が加工できるデータに取りまとめ、月報（月末締め）として翌月末日までに貸主に報告すること。
- ケ 市民センター駐車場内での事故、市民センター駐車場を管理する機器の障害その他駐車場設備に関するトラブルが発生した場合、日時を問わず、利用者又は貸主から連絡を受けてから原則として30分以内に現地へ到着し、対応を行う体制を整えなければならない。
- コ 各市民センター駐車場を定期的に巡回し、駐車場機器の動作確認等を行うこと。
- サ 市民センター駐車場に関する近隣住民、市民センター利用者及び市民センター駐車場利用者への対応は、すべて借主の責任で行うものとする。
- シ 借主は、事故や利用者からの苦情等があった場合には、速やかに貸主に報告しなければならない。
- ス 借主は、貸主が実施する本事業についての事前説明会への同席を求められた場合には事前説明会に出席すること。
- セ 借主は、本事業における整備工事を行う場合には、工事を行うことを案内するチラシを借主の負担により作成し、近隣住民へ配布すること。
- ソ 借主は、本事業の開始にあたり、周知用のチラシを借主の負担で作成し、市民センター駐車場利用者が円滑に利用できるように努めること。なお、チラシの内容や表記について、借主は事前に貸主と協議の上、決定すること。
- タ ソに規定する周知用のチラシについては、紙媒体5,000部及びPDFデータによる納品とし、市民自治推進課へ納品すること。な

お、貸主の負担によりPDFデータからチラシを増刷することについて、借主は承諾すること。

チ 工作物の設置等による作業の有無に関わらず、市民センター駐車場の利用方法を変更する場合には、借主は事前に貸主と協議の上、決定すること。

ツ チに規定する利用方法の変更にあたっては、周知用のチラシを借主の負担で作成及び配布し、市民センター駐車場利用者が円滑に利用できるように努めること。この場合において、利用方法の変更及び周知用のチラシの配布方法は事前に貸主の承諾を得ること。

テ 緊急連絡先を含む市民センター駐車場利用者への対応マニュアルを作成し、貸主に提出すること。

ト テに規定する対応マニュアルについては、必要に応じて改定すること。

(2) 設備に関する条件

ア 各市民センター駐車場の管制方式は、「9 市民センター駐車場ごとの仕様（個別）」に記載のとおりとする。

イ 各市民センター駐車場の運営に係る光熱水費等の実費については、借主の負担とする。なお、証明用電気計器（子メーター）等の設置により各市民センターが取りまとめて電気料金を支払う必要がある場合には、借主は事前に貸主と協議すること。この場合において、各市民センター駐車場の運営に係る光熱水費等の実費については、年度ごとに各市民センターから請求を受け、本契約における貸付料とは分けて支払うこと。

ウ 各市民センター駐車場の運営に必要な電気配線等の設備については、事前に貸主の承諾を得て借主の負担により施工すること。また、各市民センター駐車場で使用する電気の使用開始手続き等についても、借主の負担により行うこと。

エ 車室、車路及び付帯設備については既存のものを利用すること。ただし、貸主の承諾を得た場合には借主の負担により改修又は入れ替えることができる。

- オ 車室、車路、路面標示及び付帯設備等の既存機器を撤去又は移設する場合は、事前に貸主の承諾を得て、借主の負担で行うこと。
- カ 車室、車路、路面標示及び付帯設備等の既存機器の撤去、移設又は新規機器の設置を行う場合には、借主は事前に貸主及び施設管理者と協議の上、施工方法を決定すること。
- キ 市民センター駐車場への入出庫にあたり、駐車場出入口での混雑や渋滞が発生しないよう対策を講じるとともに、歩道を通行する歩行者等への事故防止に努めること。
- ク 市民センター駐車場へ消防車両や工事車両等が出入りしやすいよう、必要に応じて出入口の整備を行うこと。
- ケ 市民センター駐車場に設置する精算機は、紙幣の改刷及び貨幣の改鋳があった場合には、新旧紙幣及び貨幣に対応すること。
- コ 精算機は、原則として貸付敷地内に設置すること。やむを得ず貸付敷地外への設置を希望する場合は、借主は事前に貸主及び施設管理者と協議の上、借主の負担により必要な手続きを行うこと。
- サ 精算機は、現金紙幣のほかクレジットカード決済及び電子マネー（交通系・流通系・クレジット系・二次元バーコード系等）決済が可能となるようにすること。
- シ 料金精算時のトラブルに対応するため、24時間年中無休で複数受電対応が可能なコールセンターを確保し、当該コールセンターの連絡先（フリーダイヤル）を全ての精算機に記載すること。なお、BCPの観点から、コールセンターは2拠点以上設置されていること。
- ス 適格請求書等保存方式（インボイス制度）に対応していること。
- セ 本契約の満了に当たり、市民センター駐車場に投じた修繕費等の必要費、改良費等の有益費等その他の費用があっても、貸主に請求することはできないものとする。

（3）修繕の負担割合等

- ア 貸主は、市民センター駐車場の建築物（柵その他これらに類するものを含む。）に係る修繕義務を負う。

- イ 借主は市民センター駐車場内の舗装及び車室等の塗装、ゲート、精算機、駐車料金を無料又は減額するために必要な機器（以下「認証機」という。）、サインその他借主が所有権を有する機器又は物品に係る修繕義務を負う。
 - ウ イの規定による修繕を行う場合は、警備員を配置する等の安全対策を講じること。
 - エ 借主の負担により市民センターの営業時間内に修繕又は機器交換を行う場合は、市民センター及び市民センター駐車場の利用者に支障が生じないように配慮すること。
- (4) 業務の全部又は一部を第三者に委託し又は請負わせることはできないものとする。ただし、一部でかつ、業務の主要な部分を除き、あらかじめ貸主の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。
- (5) 貸付物件の一部について、転貸借を行う場合は、あらかじめ借主の書面による承諾を得て行うものとする。

5 駐車料金とサービスの設定（共通）

- (1) 駐車料金については各市民センター駐車場における近隣の相場を勘案し、貸主の承諾を得て設定するものとする。この場合において、市民センター利用者以外の市民センター駐車場利用者により市民センター駐車場が満車となってしまう、市民センター利用者が市民センター駐車場を利用することができない事象の発生を抑えるため、原則として近隣の相場よりも高い金額を設定することとする。
- (2) 24時間最大料金を設けることができるものとする。24時間最大料金は借主がその額についてあらかじめ貸主の承諾を得て設定するものとする。なお、片瀬市民センター駐車場、辻堂市民センター駐車場、鵜沼市民センター駐車場及び片瀬しおさいセンター駐車場については、各年度の7月1日から8月31日までは24時間最大料金を設けることができないものとする。
- (3) 貸主から駐車料金及び24時間最大料金の変更について申出があった場合には、真摯に対応すること。

- (4) 駐車料金、24時間最大料金及び24時間最大料金の設定有無について変更する場合には、借主は事前に貸主と協議の上、決定するものとする。
- (5) 各市民センターの施設利用者以外における駐車料金については、次のいずれかによるものとする。
- ア 入庫後1時間までの駐車料金を設定し、その後は30分ごとの駐車料金を設定する。
 - イ 入庫後から30分ごとの駐車料金を設定する。
- (6) 各市民センターの利用者における駐車料金については、2時間まで無料とし、その後は30分100円とする。
- (7) 駐車料金の精算後10分間は駐車料金の加算をしないものとする。なお、事前精算機を設置しない場合は、入庫後10分経過してから駐車時間の加算を開始するものとする。
- (8) 市民センター駐車場敷地内に入庫後、10分以内に出庫する場合には駐車料金の加算をしないものとする。
- (9) 各市民センター駐車場における満車空車表示については、「9 駐車場ごとの仕様(個別)」に記載のとおりとし、表示と実際の駐車状況がずれないように工夫を講じること。
- (10) 次のアからウのいずれかに該当するときは、駐車料金を無料又は減額するため、借主は、貸主が無料又は減額するための方法を用意すること。
- ア 次の(ア)又は(イ)に該当するときは、2時間までの駐車料金を無料とする。
 - (ア) 各市民センターの施設利用者
 - (イ) (ア)に掲げるもののほか、貸主が駐車料金を無料にする必要があると認めたとき。
 - イ 市民センター駐車場の利用が駐車場に入場したときから2時間を超えた利用者について、貸主が駐車料金を徴しないことを認めたときは、その駐車料金を無料とする。
 - ウ 公用車等貸主が指定した車両については、駐車料金を無料とする。

エ ウに規定する公用車等の台数は、別紙3「賃貸借等設計書」に記載のとおりとするが、公用車等の台数が増減した場合については、無料となる台数の変更について対応すること。

オ 駐車料金を無料又は減額するために認証機を使用する場合において、各市民センターに配置する認証機の台数については、「9 市民センター駐車場ごとの仕様（個別）」に記載のとおりとするが、無料にする時間ごとに認証機が必要な場合については、「9 市民センター駐車場ごとの仕様（個別）」に記載の台数については特に記載のない場合は2時間までの駐車料金を無料にする認証機とし、2時間を超えた利用者の駐車料金を無料にする認証機については別途各市民センターに1台ずつ配置すること。

カ 無料又は減額するために必要な消耗品は、借主の負担により用意及び補充すること。

(11) 神奈川県においてパーキング・パーミット制度が導入された場合には、制度に準じた優先駐車区画の設置に努めること。

6 カーシェアリング事業（共通）

(1) 市民センター駐車場の一部を使用してカーシェアリング事業を実施すること。

(2) カーシェアリング事業の料金については、借主が設定する。

(3) カーシェアリング事業の売上げについては、本事業における貸付料に含めないものとする。

(4) 貸主が行う事業及び地域団体等が行う事業で貸主が認めたものの実施のために必要な期間で、事前に貸主が借主に指定した期間については、カーシェアリング事業の車両を市民センター敷地内から移動すること。

(5) カーシェアリング事業用の車両及びカーシェアリング事業に必要となる設備については次のアからクの規定を満たすこと。

ア カーシェアリング事業用の車両は、各市民センターの施設利用者に著しい影響が生じない範囲で各市民センター駐車場に少なくとも1台設置すること。設置台数や設置位置については、借主は事前に貸主と協議の上、決定すること。

- イ アに規定するカーシェアリング事業用車両のうち、任意の市民センター3箇所については電気自動車とし、貸主の承諾を得て設置する。
- ウ イに規定する電気自動車以外のカーシェアリング事業用車両はハイブリット自動車とする。
- エ 電気自動車用充電器その他運営に必要な設備については借主の負担により設置すること。
- オ カーシェアリング事業の運営に係る光熱水費等の実費については、借主の負担とする。なお、証明用電気計器（子メーター）等の設置により各市民センターが取りまとめて光熱水費等の実費を支払う必要がある場合には、借主は事前に貸主と協議すること。この場合において、各市民センター駐車場の運営に係る光熱水費等の実費については、年度ごとに各市民センターから請求を受け、本契約における貸付料とは分けて支払うこと。
- カ カーシェアリング事業の運営に必要な電気配線等の設備については、借主の負担により施工すること。また、各市民センター駐車場で使用する電気の使用開始手続き等についても、借主の負担により行うこと。
- キ 証明用電気計器（子メーター）等の設置によりカーシェアリング事業に必要な電気配線を敷設する場合において、電気自動車を設置する場合には事前に電気容量調査を行い、電気容量が不足する場合には貸主と協議の上、借主の負担により電気設備の修繕を行うこと。
- ク カーシェアリング事業用の車両を増台しようとする場合には、借主はカーシェアリング事業の実施状況等資料を貸主に提供し、事前に貸主と協議を行うこと。この場合において、増台する車両については電気自動車もしくはハイブリット自動車とする。

(6) 公共交通機関等利用者に対するカーシェア料金の減額制度の実施に向けて公共交通機関等の事業者との調整等積極的に取り組むこと。

7 その他の事業

- (1) 市民センター駐車場を有料時間貸駐車場及びカーシェアリング事業以外の事業に利用する場合には、あらかじめ貸主の承諾を得て行うものとする。
- (2) 市民センター及び地域団体等から共同事業の提案があった場合には、可能な限り応じること。
- (3) 市民センター駐車場の一部を月極駐車場として運営する場合は、貸主が行う事業及び地域団体等が行う事業で貸主が認めたものの開催に支障が出ないようにするため、貸主が指定した期間については市民センター駐車場から車両を移動することを条件に、あらかじめ貸主の承諾を得て行うものとする。
- (4) サービス券等により民間企業と提携し、市民センター駐車場の利用料を減免する事業については、原則として行わないものとするが、貸主及び借主による協議の上、貸主の承諾を得た場合はこの限りでない。

8 市民センター駐車場内の安全確保と防犯（共通）

- (1) 市民センター駐車場内の安全確保と防犯に努めること。
- (2) 防犯カメラ及び防犯灯を設置し、防犯カメラで記録した映像データの個人情報保護については個人情報の保護に関する法律に基づく万全の管理を行い、その映像データについて、消去・上書等の処分方法により、漏洩防止措置を行うこと。
- (3) 防犯カメラが作動中であることを駐車場内に表示し、市民センター駐車場利用者に周知すること。

9 市民センター駐車場ごとの仕様（個別）

(1) 六会市民センター駐車場

- ア 貸主が行う事業及び地域団体等が行う事業で貸主が認めたものの開催に支障が出ないようにするため、ロック板を用いず、内周沿い以外にはポール等も用いずに駐車場内部を平面に保つこと。
- イ カーシェアリング事業用車両も含め、駐車台数は35台以上とする。

- ウ 身体障がい者用駐車施設を2台分以上設置すること。
- エ 認証機が必要な場合は、5台以上配置すること。
- オ 原則として、市民センター駐車場において、満車空車表示を行うこととするが、貸主及び借主による協議の上、貸主の承諾を得た場合はこの限りでない。
- カ 当該市民センター駐車場については、地下に施設があるため2.4mの高さ制限を設けるものとする。
- キ 当該市民センター駐車場の現況においてアスファルト舗装されていない箇所については、都市緑地法に基づく緑化面積範囲であるため、新たにアスファルト舗装をすることはできないものとする。ただし、同法に適合する代替手段を貸主に提案し、合意した場合は借主の負担により舗装を行うことができるものとする。
- ク 当該市民センター駐車場の南側入口から緊急車両や事業で利用するバス等が進入する場合については、本事業の対象外とする。

(2) 片瀬市民センター駐車場

- ア 貸主が行う事業及び地域団体等が行う事業で貸主が認めたものの開催に支障が出ないようにするため、ロック板を用いず、内周沿い以外にはポール等も用いずに駐車場内部を平面に保つこと。
- イ カーシェアリング事業用車両も含め、駐車台数は17台以上とし、そのうち公用車等必要車両4台分のスペースを専用区画として確保する。公用車等必要車両の駐車スペースについては、一般車両の駐車を防ぐ対策を講じること。
- ウ 認証機が必要な場合は、3台以上配置すること。
- エ 原則として、市民センター駐車場において、満車空車表示は行うこととするが、貸主及び借主による協議の上、貸主の承諾を得た場合はこの限りでない。
- オ 当該市民センター駐車場の電気配線については、貸主が行う事業及び地域団体等が行う事業で貸主が認めたものの開催のために市民センター駐車場の電気配線を使用できるように施工し、また、使用した容量については片瀬市民センターの負担とするため、使用量が把握できるように施工すること。

(3) 明治市民センター駐車場

- ア 貸主が行う事業及び地域団体等が行う事業で貸主が認めたものの開催に支障が出ないようにするため、ロック板を用いず、内周沿い以外にはポール等も用いずに駐車場内部を平面に保つこと。
- イ 原則として、駐車場への入出庫に当たり、ゲートバーを設置することとするが、貸主及び借主による協議の上、貸主の承諾を得た場合はこの限りでない。
- ウ カーシェアリング事業用車両も含め、駐車台数は51台以下とし、そのうち公用車等必要車両5台分のスペースを専用区画として確保する。公用車等必要車両の駐車スペースについては、一般車両の駐車を防ぐ対策を講じること。
- エ 身体障がい者用駐車施設を2台分以上設置すること。
- オ 認証機が必要な場合は、3台以上配置すること。
- カ 藤沢市アートスペース及び藤沢市藤澤浮世絵館等の公共施設の視察に係る公用利用については、無料とする。
- キ 原則として、市民センター駐車場において、満車空車表示を行うこととするが、貸主及び借主による協議の上、貸主の承諾を得た場合はこの限りでない。
- ク 大型バス等、1つの車室に収まらない車両の駐車にも対応すること。
- ケ 現在設置されている機器については、リース物件であるため、リース事業者が物件を撤去したあとで本事業に必要な整備工事を行うこととするが、貸主及び施設管理者と協議の上、貸主の承諾を得た場合はこの限りでない。

(4) 御所見市民センター駐車場

- ア 貸主が行う事業及び地域団体等が行う事業で貸主が認めたものの開催に支障が出ないようにするため、ロック板を用いず、内周沿い以外にはポール等も用いずに駐車場内部を平面に保つこと。
- イ カーシェアリング事業用車両も含め、駐車台数は48台以上とする。
- ウ 貸付範囲外の駐車場への進入を防ぐ対策を講じること。
- エ 身体障がい者用駐車施設を2台分以上設置すること。
- オ 認証機が必要な場合は、3台以上配置すること。

- カ 原則として、市民センター駐車場において、満車空車表示を行うこととするが、貸主及び借主による協議の上、貸主の承諾を得た場合はこの限りでない。
- キ 駐車場への入出庫に当たって、ゲートバーは設置しないこととするが、貸主及び借主による協議の上、貸主の承諾を得た場合はこの限りでない。
- ク 大型バス等、1つの車室に収まらない車両の駐車にも対応すること。
- ケ 当該市民センター駐車場の現況においてアスファルト舗装されていない箇所については、都市緑地法に基づく緑化面積範囲であるため、新たにアスファルト舗装をすることはできないものとする。ただし、同法に適合する代替手段を貸主に提案し、合意した場合は借主の負担により舗装を行うことができるものとする。

(5) 遠藤市民センター駐車場

- ア 貸主が行う事業及び地域団体等が行う事業で貸主が認めたものの開催に支障が出ないようにするため、ロック板を用いず、内周沿い以外にはポール等も用いずに駐車場内部を平面に保つこと。
- イ カーシェアリング事業用車両も含め、駐車台数は60台以上とし、そのうち公用車等必要車両4台分のスペースを専用区画として確保する。公用車等必要車両の駐車スペースについては、一般車両の駐車を防ぐ対策を講じること。
- ウ 身体障がい者用駐車施設を2台分以上設置すること。
- エ 認証機が必要な場合は、2台以上配置すること。
- オ 原則として、市民センター駐車場において、満車空車表示は行わないものとするが、貸主及び借主による協議の上、貸主の承諾を得た場合はこの限りでない。
- カ 大型バス等、1つの車室に収まらない車両の駐車にも対応すること。

(6) 長後市民センター駐車場

- ア 貸主が行う事業及び地域団体等が行う事業で貸主が認めたものの開催に支障が出ないようにするため、ロック板を用いず、内周沿い以外にはポール等も用いずに駐車場内部を平面に保つこと。

イ カーシェアリング事業用車両も含め、駐車台数は60台以上とし、そのうち公用車等必要車両6台分のスペースを専用区画として確保する。公用車等必要車両の駐車スペースについては、一般車両の駐車を防ぐ対策を講じること。

ウ 身体障がい者用駐車施設を4台分以上設置すること。

エ 認証機が必要な場合は、3台以上配置すること。

オ 原則として、第1駐車場、第2駐車場それぞれにおいて、満車空車表示を行うこととするが、貸主及び借主による協議の上、貸主の承諾を得た場合はこの限りでない。

カ 大型バス等、1つの車室に収まらない車両の駐車にも対応すること。

(7) 辻堂市民センター駐車場

ア 貸主が行う事業及び地域団体等が行う事業で貸主が認めたものの開催に支障が出ないようにするため、ロック板を用いず、内周沿い以外にはポール等も用いずに駐車場内部を平面に保つこと。

イ 屋内駐車場であるため、躯体に施工する穿孔等を最小限にとどめること。

ウ 貸付範囲外の駐車場への進入を防ぐ対策を講じること。

エ 身体障がい者用駐車施設を1台分以上設置すること。

オ カーシェアリング事業用車両も含め、駐車台数は12台以上とする。

カ 認証機が必要な場合は、3台以上配置すること。

キ 原則として、市民センター駐車場において現在設置されている駐車場出入口の警報灯、建物東側道路沿いの表示灯及び車路管制設備により満車空車表示を行うこととするが、貸主及び借主による協議の上、貸主の承諾を得た場合はこの限りでない。

ク 原則として、駐車場への入出庫に当たり、ゲートバーを設置しないこととするが、貸主及び借主による協議の上、貸主の承諾を得た場合はこの限りでない。

ケ 現在設置されている精算機及び分電盤については、リース物件であるため、リース業者が物件を撤去したあとで本事業の整備を開始するこ

ととするが、貸主及び施設管理者と協議の上、貸主の承諾を得た場合はこの限りでない。

(8) 善行市民センター駐車場

- ア 貸主が行う事業及び地域団体等が行う事業で貸主が認めたものの開催に支障が出ないようにするため、第1駐車場、第2駐車場それぞれロック板を用いず、内周沿い以外にはポール等も用いずに駐車場内部を平面に保つこと。
- イ カーシェアリング事業用車両も含め、駐車台数は50台以上とし、そのうち公用車等必要車両6台分のスペースを専用区画として確保する。公用車等必要車両の駐車スペースについては、一般車両の駐車を防ぐ対策を講じること。
- ウ 身体障がい者用駐車施設を2台分以上設置すること。
- エ のりあい善行（乗合タクシー）の車両については駐車料金を無料とする。
- オ 認証機が必要な場合は、4台以上配置すること。
- カ オに規定する認証機のうち、1台を令和7年度若しくは令和8年度に供用開始となる（新）善行保育園（善行一丁目7-2・3・7）に配置すること。なお、（新）善行保育園利用者は30分まで無料及び1時間まで無料とし、その後は「5 駐車料金とサービスの設定（共通）」（5）に規定する料金体系とする。この場合において、無料とする時間帯ごとに認証機が必要な場合は、オに規定する台数の他に配置すること。
- キ 原則として、第1駐車場、第2駐車場それぞれにおいて、満車空車表示を行うこととするが、貸主及び借主による協議の上、貸主の承諾を得た場合はこの限りでない。
- ク 大型バス等、1つの車室に収まらない車両の駐車にも対応すること。
- ケ カーシェアリング事業の車両については、第2駐車場に設置すること。

(9) 湘南大庭市民センター駐車場

- ア 貸主が行う事業及び地域団体等が行う事業で貸主が認めたものの開催に支障が出ないようにするためロック板を用いず、内周沿い以外にはポール等も用いずに駐車場内部を平面に保つこと。
- イ カーシェアリング事業用車両も含め、駐車台数は128台以上とする。ただし、本市計画のモビリティ・ハブ事業の実施が令和8年度から予定されているため、当該事業実施時には駐車台数は108台以上とし、貸主、借主双方で協議の上、工事時の使用制限、貸付面積及び貸付場所の変更等について決定していくこと。
- ウ 身体障がい者用駐車施設を3台分以上設置すること。
- エ 駐車場用地に水路用地が含まれることから、藤沢市水路に関する条例に基づく必要な手続きを行うこと。なお、水路占用料については、かからないものとして貸付料の積算を行うこと。
- オ 当該駐車場範囲については、特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川の流域に当たり、イで規定するモビリティ・ハブ事業が予定されていることから、雨水阻害行為となる工事を行う場合には、貸主、施設管理者および藤沢市都市計画課と協議の上、施工方法等について決定すること。また、モビリティ・ハブ事業において約600㎡の雨水浸透阻害行為が予定されているため、モビリティ・ハブ事業と合算で1,000㎡以上となる雨水浸透阻害行為を行う場合には、藤沢市都市計画課と協議の上、必要に応じて特定都市河川浸水被害対策法に基づく1,000㎡以上の雨水浸透阻害行為を行う申請を行うこと。また、舗装に当たり一定規模以上の埋立てや土砂の堆積が必要な場合は、神奈川県土砂の適正処理に関する条例及び藤沢市土地の埋立て等の規制に関する条例の規定による手続きを行うこと。
- カ 認証機が必要な場合は、4台以上配置すること。
- キ 原則として、市民センター駐車場において、満車空車表示を行うこととするが、貸主及び借主による協議の上、貸主の承諾を得た場合はこの限りでない。
- ク 大型バス等、1つの車室に収まらない車両の駐車にも対応すること。

- ケ 既存の車室、車路及び付帯設備を利用する場合においても、既存の車間ロープが不明瞭なものについては新しいロープ等により利用者がわかりやすくなるよう張り替えを行うこと。
- コ 現在設置されている機器については、リース物件であるため、リース事業者が物件を撤去したあとで本事業の整備を開始することとするが、貸主及び施設管理者と協議の上、貸主の承諾を得た場合はこの限りでない。

(10) 鶴沼市民センター駐車場

- ア 貸主が行う事業及び地域団体等が行う事業で貸主が認めたものの開催に支障が出ないようにするため、第1駐車場、第2駐車場それぞれロック板を用いず、内周沿い以外にはポール等も用いずに駐車場内部を平面に保つこと。
- イ カーシェアリング事業用車両も含め、駐車台数は25台以上とする。
- ウ 認証機が必要な場合は、3台以上配置すること。
- エ 当該市民センターは令和9年から新施設への建て替え事業が実施される予定されており、当該事業実施時には駐車場を閉鎖する可能性もあることから、貸主、借主双方で協議の上、貸付面積及び貸付場所の変更について決定していくこと。
- オ エで規定する建て替え事業の期間中、必要な駐車台数を確保できない場合には、カーシェアリング事業用車両を撤去すること。
- カ 原則として、第1駐車場、第2駐車場それぞれにおいて、満車空車表示を行うこととするが、貸主及び借主による協議の上、貸主の承諾を得た場合はこの限りでない。なお、エで規定する建て替え事業実施時には必要に応じて満車空車表示についても移動や撤去を行うこと。

(11) 石川コミュニティセンター・六会市民センター石川分館駐車場

- ア 貸主が行う事業及び地域団体等が行う事業で貸主が認めたものの開催に支障が出ないようにするため、ロック板を用いず、内周沿い以外にはポール等も用いずに駐車場内部を平面に保つこと。
- イ 貸主と調整を行い、借主の負担で必要箇所の舗装及び車室等の塗装を行うこと。
- ウ カーシェアリング事業用車両も含め、駐車台数は37台以上とする。

- エ 認証機が必要な場合は、1台以上配置すること。
- オ 原則として、市民センター駐車場において、満車空車表示を行うこととするが、貸主及び借主による協議の上、貸主の承諾を得た場合はこの限りでない。
- カ 大型バス等、1つの車室に収まらない車両の駐車にも対応すること。

(12) 片瀬しおさいセンター駐車場

- ア 貸主が行う事業及び地域団体等が行う事業で貸主が認めたものの開催に支障が出ないようにするため、ロック板を用いず、内周沿い以外にはポール等も用いずに駐車場内部を平面に保つこと。
- イ カーシェアリング事業用車両も含め、駐車台数は13台以上とし、そのうち公用車等必要車両4台分のスペースを専用区画として確保する。公用車等必要車両の駐車スペースについては、一般車両の駐車を防ぐ対策を講じること。
- ウ 身体障がい者用駐車施設を1台分以上設置すること。
- エ 認証機が必要な場合は、3台以上配置すること。
- オ 市民センター駐車場において、満車空車表示を行うこととするが、貸主及び借主による協議の上、貸主の承諾を得た場合はこの限りでない。
- カ 入口に設置されているアコーディオンフェンスを撤去すること。

(13) (新) 村岡公民館駐車場

- ア 貸主が行う事業及び地域団体等が行う事業で貸主が認めたものの開催に支障が出ないようにするため、ロック板を用いず、内周沿い以外にはポール等も用いずに駐車場内部を平面に保つこと。
- イ カーシェアリング事業用車両も含め、駐車台数は32台とする。
- ウ 認証機が必要な場合は、3台以上配置すること。
- エ 原則として、市民センター駐車場において、満車空車表示を行うこととするが、貸主及び借主による協議の上、貸主の承諾を得た場合はこの限りでない。
- オ 大型バス等、1つの車室に収まらない車両の駐車にも対応すること。

- カ 当該公民館については契約締結時点では建設中の施設となり、令和7年秋から冬頃の供用開始予定であり、引渡し後から必要な駐車場整備を行い、事業を開始すること。なお、実際の開始時期については貸主、借主双方で協議の上、決定していくこと。
- キ 舗装、車室等の塗装及び車止めについては、建設工事において施工されるものを使用すること。
- ク 入出庫に当たってのゲートバーや、精算機については建設工事で施工されないため、借主において施工すること。

以上

個人情報の保護に関する仕様書

(趣旨)

第1条 この仕様書は、藤沢市（以下「発注者」という。）と事業者（以下「受注者」という。）が締結する契約（以下「本契約」という。）において、本契約に係る個人情報の取扱いについて、発注者と受注者の履行すべき責務を定めることを目的とする。

2 この仕様書における個人情報とは、本契約における目的物、支給品、貸与品又はデータ等であって、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法律」という。）第2条に定められた個人に関する情報をいう。

3 この仕様書は、本契約に基づき再委託を受けた者（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社である場合も含む）等についても適用する。

(法律等の遵守)

第2条 受注者は、法律及び藤沢市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和4年藤沢市条例第17号）の本旨に従い、本契約を履行しなければならない。

(必要事項の届出)

第3条 受注者は、個人情報取扱責任者及び個人情報取扱担当者（以下「責任者等」という。）を定め、個人情報の管理体制及び個人情報を取り扱う業務の実施体制並びに個人情報管理の状況についての検査体制等、発注者が必要と認める事項を、業務の着手日までに書面により発注者に通知するものとする。

2 発注者は、業務の執行上、責任者等が不相当であると認めるときは、その理由を明示して受注者に責任者等の変更を求めることができる。

3 受注者は、業務の途中で責任者等を変更した場合は、速やかに書面により発注者に通知するものとする。

(秘密の保持)

第4条 受注者は、本契約の履行に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。本契約期間満了後、本契約の解除後及び職を退いた場合においても同様とする。

2 受注者は、本契約に係る業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労

2022/12/22

働者（以下「派遣労働者等」という。）に行わせる場合は、派遣労働者等に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

3 受注者は、発注者に対して、派遣労働者等を含む労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（指示目的外使用及び第三者への提供の禁止）

第5条 受注者は、発注者が指示する目的以外に個人情報を使用し、第三者に提供してはならない。

（複製等の制限）

第6条 受注者は、発注者の承認を得ずして、個人情報を用紙、記録媒体等に複写し、又は複製してはならない。

（安全管理措置）

第7条 受注者は、個人情報の取扱いについて、従業者及び作業場所を特定し、情報の無断持出しの禁止を徹底させなければならない。業務上、やむを得ず持出す場合には、暗号化等の措置を行い、発注者の指示する方法により承認を得なければならない。また、紛失、損傷、焼失等の事故が生じないように安全かつ適切な管理体制を整備しなければならない。

（事故等発生時の対応）

第8条 受注者は、本契約及び本仕様書に基づく安全管理措置等が履行できない場合及び個人情報漏えい等の事故が発生し、若しくは事故の発生が予想される時は、直ちにその旨を発注者に通知し、発注者の指示を受けるとともに、遅滞なく事故等の状況を書面により発注者に報告しなければならない。

2 発注者は、本契約に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（消去及び媒体の返却）

第9条 受注者は、個人情報の消去及び媒体の返却にあたっては、発注者が定める「データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書」を遵守するとともに、発注者からの指示がある場合は、それに従って適切に行わなければならない。

（契約の解除と損害賠償）

第10条 発注者は、受注者が本仕様書の規定について不履行、又は履行されない恐れがあると認めたときは、本契約を解除することができる。

2022/12/22

2 受注者は、前項の規定による本契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

3 受注者は、本契約の履行にあたり、本仕様書に違反した場合、故意又は過失を問わず、その賠償の責に任ずるものとする。

(監督及び監査)

第11条 発注者は、本契約の契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び受注者における個人情報の取扱状況を把握するため、履行すべき責務に関し必要があるときは、受注者に対して報告を求め、監査を行い、又は監査に立会うことができるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。

(検査)

第12条 発注者は、本契約の業務に係る個人情報の取り扱いについて、受注者の作業の管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも1回以上の検査を行うものとする。検査の方法は、原則として実地検査によるものとするが、取り扱う個人情報の秘匿性やその量等を考慮し、受注者と協議の上、発注者が決定する。

(以下余白)

別紙 部分払内訳書

1 契約金額年度別支払内訳

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
支払額						
うち消費税額 及び 地方消費税額						

消費税法(昭和63年法律第108号)の改正等によって消費税等額に変動が生じた場合は、支払額に変更が生ずる場合があるが、変更契約等を行うことなく、この契約書をもって契約金額に相当額を加減して支払うものとする。

2 月額内訳

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
月	支払額	支払額	支払額	支払額	支払額	支払額	
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
1							
2							
3							
合計							